

複写禁止

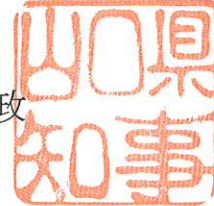
天

令5監理第5号の216
令和6年1月12日

(株) ヒラタ

新川 勉 様

山口県知事 村岡 嗣 政



一般建設業の許可について（通知）

令和5年12月19日付けで申請のあった一般建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので通知する。

記

許可番号	山口県知事 許可（般一5）第15517号
許可の有効期間	令和6年1月12日から令和11年1月11日まで
建設業の種類	石工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業 鋼構造物工事業 造園工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限；令和10年12月12日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)